

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年9月29日
【発行者の名称】	株式会社日本オーエー研究所 (Nihon Office Automation Research Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 宏昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区西神田三丁目2番1号 住友不動産千代田ファーストビル南館4階
【電話番号】	03-6261-0287(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 町野公彦
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 昇太郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.jtg-sec.co.jp/">https://www.jtg-sec.co.jp/</a>
【電話番号】	03-4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社日本オーエー研究所 <a href="http://www.noar.co.jp">http://www.noar.co.jp</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="http://www.jpx.co.jp/">http://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期中間期	第42期中間期	第40期	第41期
会計期間	自2022年1月1日 至2022年6月30日	自2023年1月1日 至2023年6月30日	自2021年1月1日 至2021年12月31日	自2022年1月1日 至2022年12月31日
売上高 (千円)	1,141,593	1,313,445	2,560,310	2,404,281
経常利益 (千円)	26,020	23,602	99,149	57,493
中間(当期)純利益 (千円)	17,443	16,230	69,556	39,628
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	90,000	90,000	82,000	90,000
発行済株式総数 (株)	3,420	684,000	3,340	684,000
純資産額 (千円)	510,144	541,641	485,197	532,780
総資産額 (千円)	1,324,083	1,255,434	1,310,575	1,246,600
1株当たり純資産額 (円)	745.82	791.87	726.34	778.92
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	13 (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	25.80	23.73	104.13	58.27
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	38.5	43.1	37.0	42.7
自己資本利益率 (%)	3.5	3.0	15.5	7.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	8.6
配当性向 (%)	—	—	—	22.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	233,781	116,969	△92,789	88,533
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,456	△52,318	△11,708	△7,677
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	21,889	△74,045	127,958	△65,332
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	872,547	625,464	619,333	634,857
従業員数 (名)	227	231	231	222

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第40期及び第41期中間の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第40期、第41期中間及び第42期中間の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 第40期の財務諸表及び第41期中間会計期間の中間財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、有限責任大有監査法人の監査及び中間監査を受けております。また、第41期の財務諸表及び第42期中間会計期間の中間財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき有限責任大有監査法人の監査及び中間監査を受けて

おります。

7. 従業員数は就業人員数であります。臨時雇用者数はありませんので、記載しておりません。
8. 2022年10月21日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を第41期の期首から適用しており、第41期以降の主要な経営指標等については、当該基準を適用した後の指標等となっております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 発行者の状況

2023年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
231名	36.9歳	8.1年	4,926千円

セグメントの名称	従業員数(名)
人事総務部	23名
財務経理部	4名
事業推進部	7名
営業本部付	1名
アドバンスソリューション部	18名
オープンソリューション部	47名
公共コンサルティングソリューション部	43名
ビジネスソリューション部	23名
フィナンシャルソリューション部	35名
リージョナルソリューション部	30名
合計	231名

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
2. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しております。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行もあり、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかながら持ち直しの動きとなりました。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や円安等による資源価格の高騰、それに伴う物価上昇などの経済的リスクは依然として高く、先行き不透明な状況が続きました。

当社が事業を展開する情報サービス産業におきましては、企業の抱える課題を解決するためのデジタルトランスフォーメーション(DX)やクラウドサービスに対する企業ニーズは依然として高く、引き続き高い関心と強い期待が寄せられております。

このような当社を取り巻く環境の中、当中間会計期間は、前事業年度振るわなかった主力の官公庁に向けた「公共系事業」の関税関連システム、及び国税関連システムにおいて新たな開発が始まり開発量が大きく増加し、一方の「金融・法人系事業」におきましても堅調に契約を確保したことから、前中間会計期間を上回る売上を確保しました。一方で、契約は増加したものの、人員の採用が進まず慢性的な人員不足のなか、ビジネスパートナーの要員確保を行った結果、外注加工費が増加したため売上原価は大きく増加し、売上総利益率は悪化いたしました。また、販売費および一般管理費は、内部管理体制強化に伴う管理部門の人員の採用が進んだことにより人件費が増加したうえ、7月の本社移転に伴う移転関連費用等の増加に伴い、前中間会計期間に比べ増加いたしました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は1,313,445千円(前年同期比15.1%増)、営業利益は26,806千円(同11.5%減)、経常利益は23,602千円(同9.3%減)、中間純利益は16,230千円(同7.0%減)となりました。

当社はシステム開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ9,393千円減少し、625,464千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は、116,969千円となりました。その主な要因は、税引前中間純利益の計上23,602千円、棚卸資産の増加額25,559千円、仕入債務の増加額9,902千円、その他の増加額44,240千円、及び売上債権の回収による売上債権及び契約資産の減少額55,866千円があったことによるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は、52,318千円となりました。その主な要因は、有形固定資産の取得による支出が8,161千円、保険積立金の積立による支出が2,456千円、及び敷金及び保証金の差入による支出が41,338千円があったことによるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は、74,045千円となりました。その主な要因は、長期借入金の借入による収入が120,000千円あった一方、短期借入金の返済による支出80,000千円、長期借入金の返済による支出96,153千円、社債の償還による支出9,000千円、及びは配当金の支払額8,892千円があったことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
公共系事業	990,786	121.9
金融・法人系事業	322,658	98.1
合計	1,313,445	115.1

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTデータ・アイ	789,148	69.1	969,993	73.9
株式会社NSD	151,263	13.3	145,968	11.1

## 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、または2023年3月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間において当社が判断したものであります。

### (1) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、旧エイチ・エス証券株式会社（現 J トラストグローバル証券株式会社）を担当J-Adviserに指定することについて、2021年11月1日に旧エイチ・エス証券株式会社（現 J トラストグローバル証券株式会社）との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

### <J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、J トラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

#### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提

となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

## ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

## ④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
  - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合  
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
  - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

## ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。））についての書面

による報告を受けた日)

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合  
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること が確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）  
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入  
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類

株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本書公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社エヌ・ティ・データ	東京都江東区豊洲 三丁目3番3号 豊洲センタービル	委託取引 基本契約	2009年10月1日	2009年10月1日から2010年3月31日まで 但し、期間満了1ヶ月前までに意思表示がないときは、更に1年間有効。以後自動更新。	①ソフトウェア及びシステム開発の企画・設計、開発、試験、運用、保守の各プロセスに係る業務その他のソフトウェア及びシステム開発に係る業務 ②調査・コンサルティングに係る業務 ③その他、個別契約で定める業務全般

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計上の見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間会計期間における流動資産の残高は、前事業年度末と比較して44,464千円減少し、1,099,043千円となりました。その主な変動要因は、契約資産が9,559千円、仕掛品が25,559千円増加した一方、外注加工費及び未払金等の増加に伴う現金及び預金の減少が9,393千円、売掛金の減少が65,426千円及び未収入金及び未収還付法人税等の回収による減少が5,720千円によるものであります。

#### (固定資産)

当中間会計期間における固定資産の残高は、前事業年度末と比較して53,299千円増加し、156,390千円となりました。その主な変動要因は、2023年7月1日入居予定の新オフィスの敷金が41,338千円、及び内装工事に伴う建設仮勘定が7,500千円増加したことによるものであります。

#### (流動負債)

当中間会計期間における流動負債の残高は、前事業年度末と比較して21,647千円減少し、432,720千円となりました。その主な変動要因は、外注加工費の増加による買掛金の増加が9,902千円、未払賞与等の増加による未払費用の増加74,758千円、及び未払法人税等が10,824千円増加した一方、未払金の減少27,861千円、短期借入金の返済に伴う短期借入金の減少80,000千円及び1年内償還予定の社債償還9,000千円減少したことによるものであります。

#### (固定負債)

当中間会計期間における固定負債の残高は、前事業年度末と比較して21,620千円増加し、281,072千円となりました。その主な変動要因は、運転資金の借入により長期借入金が21,620千円増加したことによるものであります。

#### (純資産)

当中間会計期間における純資産の残高は、前事業年度末と比較して8,861千円増加し、541,641千円となりました。その主な変動要因は、中間純利益が16,230千円計上、及びその他有価証券評価差額金1,522千円増加した一方、配当金支払により利益剰余金が8,892千円減少したことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」をご参照ください。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

2023年7月の本社移転に伴い、移転先の事務所における設備の新設は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額				
本社オフィス (東京都千代田区)	本社機能	25,795	7,500	自己資金	2023年5月	2023年7月	(注)

(注) 本社機能の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

当中間会計期間における重要な設備の除却の計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	中間会計期間末 帳簿価額(千円)	除却等の予定年月	除却等によ る減少能力
本社オフィス (東京都千代田区)	本社機能	—	2023年7月	移転に伴う除却のため 影響なし
御成門ITセンター (東京都港区)	開発拠点	—	2023年7月	移転に伴う除却のため 影響なし

(注) 当中間会計期間において、2023年7月の本社移転に伴い、処分予定資産について、従来の本社オフィス及び御成門ITセンターの退去に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。詳細につきましては、「第6 経理の状況 【中間財務諸表等】注記事項(会計上の見積りの変更)(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)」に記載のとおりであります。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2023年6月30日)(株)	公表日現在発行数(2023年9月29日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,600,000	1,916,000	684,000	684,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	2,600,000	1,916,000	684,000	684,000	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年1月1日～ 2023年6月30日	—	684,000	—	90,000	—	—

## (6) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
奥山 宏昭	東京都文京区	550,700	80.50
奥山 伸子	東京都文京区	98,000	14.33
田村 信裕	東京都豊島区	19,200	2.81
川東 卓時	埼玉県所沢市	3,200	0.47
田中 進吾	東京都東村山市	3,200	0.47
関谷 久	埼玉県所沢市	3,200	0.47
町野 公彦	神奈川県横浜市港北区	3,200	0.47
尾形 朋輝	東京都葛飾区	3,200	0.47
株式会社CIJ	神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号	100	0.01
計	—	684,000	100.0

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 684,000	6,840	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	684,000	—	—
総株主の議決権	—	6,840	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年1月	2023年2月	2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2023年1月から2023年6月において、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における売買実績はありません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。)に基づいて作成しております。

(2) 中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任大和監査法人により中間監査を受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当中間会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	659,857	650,464
売掛金	459,544	394,117
契約資産	—	9,559
仕掛品	2,713	28,273
貯蔵品	531	495
前払費用	14,532	15,216
未収還付法人税等	3,168	—
その他	3,159	916
流動資産合計	1,143,508	1,099,043
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,239	3,239
減価償却累計額	△1,390	△3,239
建物（純額）	1,848	—
車両運搬具	704	—
減価償却累計額	△704	—
車両運搬具（純額）	0	—
工具、器具及び備品	9,345	10,006
減価償却累計額	△8,322	△9,060
工具、器具及び備品（純額）	1,023	946
建設仮勘定	—	7,500
有形固定資産合計	2,871	8,446
無形固定資産		
ソフトウェア	4,839	4,199
その他	847	847
無形固定資産合計	5,686	5,047
投資その他の資産		
投資有価証券	10,672	12,999
長期前払費用	319	319
繰延税金資産	2,200	5,218
その他	83,315	126,309
貸倒引当金	△1,975	△1,950
投資その他の資産合計	94,533	142,896
固定資産合計	103,091	156,390
資産合計	1,246,600	1,255,434

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当中間会計期間 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	86,611	96,513
短期借入金	80,000	—
1年内償還予定の社債	9,000	—
1年内返済予定の長期借入金	164,044	166,271
未払金	70,062	42,201
未払費用	—	74,758
未払法人税等	345	11,169
未払消費税等	6,958	10,393
預り金	37,345	31,412
流動負債合計	454,367	432,720
固定負債		
長期借入金	259,452	281,072
固定負債合計	259,452	281,072
負債合計	713,819	713,792
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
利益剰余金		
利益準備金	275	1,164
その他利益剰余金		
別途積立金	2,000	2,000
繰越利益剰余金	435,958	442,408
利益剰余金合計	438,233	445,572
株主資本合計	528,233	535,572
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,546	6,069
評価・換算差額等合計	4,546	6,069
純資産合計	532,780	541,641
負債純資産合計	1,246,600	1,255,434

## ② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)	当中間会計期間 (自2023年1月1日 至2023年6月30日)
売上高	1,141,593	1,313,445
売上原価	952,441	1,093,286
売上総利益	189,152	220,158
販売費及び一般管理費	※ 158,872	※ 193,351
営業利益	30,279	26,806
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	145	159
貸倒引当金等戻入	460	25
資産除去債務戻入益	—	723
その他	85	115
営業外収益合計	691	1,023
営業外費用		
支払利息	4,117	3,831
長期前払費用償却	655	395
その他	177	0
営業外費用合計	4,950	4,226
経常利益	26,020	23,602
税引前中間純利益	26,020	23,602
法人税、住民税及び事業税	5,371	11,194
法人税等調整額	3,205	△3,822
法人税等合計	8,576	7,371
中間純利益	17,443	16,230

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	82,000	275	2,000	396,329	398,604	480,604
当中間期変動額						
新株の発行	8,000					8,000
中間純利益				17,443	17,443	17,443
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	8,000	—	—	17,443	17,443	25,443
当中間期末残高	90,000	275	2,000	413,773	416,048	506,048

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,592	4,592	485,197
当中間期変動額			
新株の発行			8,000
中間純利益			17,443
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△497	△497	△497
当中間期変動額合計	△497	△497	24,946
当中間期末残高	4,095	4,095	510,144

当中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	90,000	275	2,000	435,958	438,233	528,233
当中間期変動額						
剰余金の配当		889		△9,781	△8,892	△8,892
中間純利益				16,230	16,230	16,230
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	—	889	—	6,449	7,338	7,338
当中間期末残高	90,000	1,164	2,000	442,408	445,572	535,572

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,546	4,546	532,780
当中間期変動額			
剰余金の配当			△8,892
中間純利益			16,230
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	1,522	1,522	1,522
当中間期変動額合計	1,522	1,522	8,861
当中間期末残高	6,069	6,069	541,641

## ④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	26,020	23,602
減価償却費	1,607	3,675
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△460	△25
受取利息及び受取配当金	△145	△159
資産除去債務戻入益	—	△723
支払利息	4,117	3,831
長期前払費用償却	655	—
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	258,366	55,866
棚卸資産の増減額(△は増加)	△28,909	△25,559
仕入債務の増減額(△は減少)	△13,252	9,902
未払消費税等の増減額(△は減少)	△28,662	3,434
その他	50,760	44,240
小計	270,097	118,087
利息及び配当金の受取額	145	159
利息の支払額	△4,299	△4,075
法人税等の還付額	—	3,168
法人税等の支払額	△32,161	△369
営業活動によるキャッシュ・フロー	233,781	116,969
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△25,000	△25,000
定期預金の払戻による収入	25,000	25,000
有形固定資産の取得による支出	—	△8,161
無形固定資産の取得による支出	—	△450
保険積立金の積立による支出	△2,456	△2,456
敷金及び保証金の差入による支出	—	△41,338
その他	—	88
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,456	△52,318
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	78,000	—
短期借入金の返済による支出	△80,000	△80,000
長期借入れによる収入	120,000	120,000
長期借入金の返済による支出	△87,111	△96,153
社債の償還による支出	△17,000	△9,000
株式の発行による収入	8,000	—
配当金の支払額	—	△8,892
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,889	△74,045
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	253,214	△9,393
現金及び現金同等物の期首残高	619,333	634,857
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 872,547	※ 625,464

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

### 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 貯蔵品

最終仕入原価法

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については旧定額法、2007年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

①建物 8～15年

②工具、器具及び備品 3～8年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 4 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還期間にわたり定額法により償却しております。

償却年数 7年

### 5 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により計算しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 6 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日公表分)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日公表分)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

### 7 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前中間会計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)

当社は、2023年5月18日開催の取締役会において、本社移転に関する決議をいたしました。これにより、従来の本社オフィス及び御成門ITセンターの退去に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、不動産賃貸借契約に基づく原状回復に係る費用について、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額及び償却期間の変更を行っております。

なお、この変更による、当中間会計期間の営業利益、経常利益、税引前中間純利益への金額の影響は軽微なものであります。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)	当中間会計期間 (自2023年1月1日 至2023年6月30日)
役員報酬	38,749千円	44,400千円
従業員給料手当	33,021千円	43,722千円
地代家賃	21,881千円	28,459千円
減価償却費	1,607千円	3,675千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	3,340	80	—	3,420
合計	3,340	80	—	3,420

(注) 2022年3月30日開催の取締役会決議により第三者割当増資を実施し、2022年3月31日付で80株増加しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	684,000	—	—	684,000
合計	684,000	—	—	684,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	8,892	13	2022年12月31日	2023年3月31日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金	897,547千円	650,464千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 25,000千円	△ 25,000千円
現金及び現金同等物	872,547千円	625,464千円

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2022年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	10,672	10,672	—
資産計	10,672	10,672	—
(1) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	9,000	9,015	15
(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	423,496	423,524	28
負債計	432,496	432,540	44

(注) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(2023年6月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	12,999	12,999	—
資産計	12,999	12,999	—
(1) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	447,343	447,214	△128
負債計	447,343	447,214	△128

(注) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品

前事業年度(2022年12月31日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	10,672	—	—	10,672
資産計	10,672	—	—	10,672

当中間会計期間(2023年6月30日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	12,999	—	—	12,999
資産計	12,999	—	—	12,999

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2022年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	9,015	—	9,015
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	423,524	—	423,524
負債計	—	432,540	—	432,540

当中間会計期間（2023年6月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	447,214	—	447,214
負債計	—	447,214	—	447,214

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債・長期借入金

社債・長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(2022年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	10,672	3,721	6,951
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	10,672	3,721	6,951
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		10,672	3,721	6,951

当中間会計期間(2023年6月30日)

	種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	12,999	3,721	9,278
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	12,999	3,721	9,278
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,999	3,721	9,278

2 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(2023年6月30日)

該当事項はありません。

3 売却したその他有価証券

前事業年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(2023年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)	当中間会計期間 (自2023年1月1日 至2023年6月30日)
公共系事業	812,572	990,786
金融・法人系事業	329,021	322,658
顧客との契約から生じる収益	1,141,593	1,313,445
外部顧客への売上高	1,141,593	1,313,445

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、官公庁、銀行・保険会社・証券会社等の金融機関、法人向けのソフトウェア開発、IT基盤・ネットワーク構築、及びシステムの運用・保守業務等を行っております。

ソフトウェア開発は請負契約や準委任契約により、主に顧客の要望に応じた要件定義から製造、テスト、本番を含むソフトウェアの開発や作業を提供する履行義務を負っております。

(1) 請負契約による取引

請負契約による取引については、開発作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用して進捗度を合理的に測定し、収益を認識しております。受注金額及び原価総額の見積もりに変更が生じる可能性がある場合、随時見積りの見直しを行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

(2) 準委任契約による取引

準委任契約による取引については、顧客への作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間にわたり作業の提供に応じて、収益を認識しております。

(3) 運用・保守業務

運用・保守業務では、主に各種システムの運用管理、システム管理、データ管理及び設備管理等、センター管理に必要な技術やソリューションを提供する履行義務を負っております。契約期間における運用・保守作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当中間会計期間 (2023年6月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	544,818	459,544
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	459,544	403,677
契約資産(期首残高)	—	—
契約資産(中間期末(期末)残高)	—	9,559

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はシステム開発事業の単一セグメントのため、記載は省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTデータ・アイ	789,148	ソフトウェア受託システム開発事業
株式会社NSD	151,263	ソフトウェア受託システム開発事業

当中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTデータ・アイ	969,993	ソフトウェア受託システム開発事業
株式会社NSD	145,968	ソフトウェア受託システム開発事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (2022年12月31日)	当中間会計期間 (2023年6月30日)
1株当たり純資産額	778円92銭	791円87銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2022年12月31日)	当中間会計期間 (2023年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	532,780	541,641
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	532,780	541,641
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	684,000	684,000

項目	前中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり中間純利益	25円80銭	23円73銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 2022年10月21日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、2022年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しています。

3. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
中間純利益(千円)	17,443	16,230
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	17,443	16,230
普通株式の期中平均株式数(株)	676,133	684,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年9月29日

株式会社日本オーエー研究所  
取締役会 御中

有限責任大有監査法人  
東京都千代田区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

坂野 英雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

新井 努

## 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本オーエー研究所の2023年1月1日から2023年12月31日までの第42期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本オーエー研究所の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上